

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(併給の制限) 第4条 固定資産評価員の職を立川市常勤特別職職員給与等支給条例 (昭和36年立川市条例第3号) 第1条に規定する市長等 <u>若しくは</u> 一般職の職員が兼ねている場合 <u>又は</u> 代表監査委員の職を同条に規定する常勤の監査委員が兼ねている場合には、前条の規定は、適用しないものとする。	(併給の制限) 第4条 固定資産評価員の職を立川市常勤特別職職員給与等支給条例 (昭和36年立川市条例第3号) 第1条に規定する市長等 <u>又は</u> 一般職の職員が兼ねている場合には、前条の規定は、適用しないものとする。
(費用弁償) 第9条 ……略……	(費用弁償) 第9条 ……略……
2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u> とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）の旅費の例による。 (1) 鉄道賃、 <u>船賃及び航空賃</u> 特別職の職員にあっては、常勤特別職の職員の旅費の例による額 (2) 宿泊費 次に定める額 ア 執行機関である特別職の職員及び固定資産評価員 <u>国家公務員等の旅費支給規程</u> （昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）により定められている指定職職員等に適用される宿泊費基準額 イ その他 <u>支給規程により定められている職務の級が10級以下の者に適用される宿泊費基準額</u>	2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u> とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）の旅費の例による。 (1) 鉄道賃及び船賃 特別職の職員にあっては、常勤特別職の職員の旅費の例による額 (2) <u>宿泊料（1夜につき）</u> 次に定める額 ア 執行機関である特別職の職員及び固定資産評価員 <u>15,000円</u> イ その他 <u>13,500円</u>

3 執行機関である特別職の職員に係る外国旅行については、前項の規定にかかわらず、副市長の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市非常勤職員給与等支給条例第9条第2項の規定は、施行日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。